

教職員と児童生徒の SNS 等による連絡についてのルール

1 はじめに

このルールの目的は、教職員と児童生徒の適切な距離感を明確にし、SNS 等を端緒とするトラブルを未然に防ぎ、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を守ることです。

2 ルールの3大原則

- ① 原則として、教職員と児童生徒は個人の SNS 等でやり取りを行いません。
- ② 校外で連絡の必要がある時は、学校で使っている通信手段を使います。
- ③ 学校で使っている通信手段であっても、学校の教育活動に関係のない、私的な内容のやり取りを行いません。

3 連絡方法の順番

教職員が、児童生徒に個別に連絡する必要があるときは、次の①から③の順番で、連絡方法を考えます。

- ① 対面にて口頭で伝える
- ② 学校の電話から、保護者が決めた連絡先へ連絡する
- ③ 学校で使っている通信手段を使って連絡する（Teams など）

【保護者の皆様へ】

学校導入の通信ツールが使えない場合は、やむを得ず、教職員個人の SNS（LINE 等）を使用することも考えられますが、他の教職員や保護者等をグループに加えるなど、第三者の目が届く形で行います。

4 例外として認められるケース

次のような場合は、必要な範囲で一時的に一对一の連絡を行うことがあります。

- ① ケガや事故など、生命や身体の安全に関わる緊急時
- ② 授業を受ける児童生徒が一人の場合で、管理職の承認を得ている場合
- ③ 個別の教育支援計画等に基づき、必要と認められる場合
- ④ 事前に管理職の許可を得ている場合

5 相談・詳細について

- ① SNS 等のやり取りについて迷ったときは、学校の管理職（校長・教頭）へ相談してください。
- ② 詳細については、「教職員による児童生徒への適切な連絡等に関するガイドライン」や「教職員による児童生徒への適切な連絡等に関するガイドラインQ&A」をご確認ください。

このルールは、児童生徒と教職員の双方を守るためのものです。